

[別紙 4]

訪問看護料金表 ＜介護保険＞

2024年6月更新

料金表の利用料に対して1割（一定以上の所得がある65歳以上の方は2割または3割）が利用者負担金になります。

■訪問看護

（1単位＝10.21円）

サービス内容		利用料金	備 考
20分未満(准看護師が行う場合は90%) ※1		3,205円／回	※1 日中において、利用者の心身の状態観察と把握を十分に行うとともに、それに基づく療養指導等が提供されていることを前提にしており、早朝・夜間、深夜といった時間帯に効率的に医療的措置を行うことが必要な場合に算定する。
30分未満(准看護師が行う場合は90%)		4,808円／回	
30～60分未満(准看護師が行う場合は90%)		8,402円／回	
60～90分未満(准看護師が行う場合は90%)		11,516円／回	
理学療法士等による訪問看護	20分	3,001円／回	通所リハビリのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合
	40分	6,003円／回	
	60分	8,116円／回	
定期巡回・随時対応サービス事業所と連携する場合(准看護師が行う場合は98%)	要介護1～4	30,231円／月	
	要介護5	38,399円／月	
サービス提供体制強化加算		510円／月	定期巡回・随時対応サービス事業所との連携により訪問看護費を算定する場合
ターミナルケア加算		25,525円／月	

■介護予防訪問看護

サービス内容		利用料金	備 考
20分未満(准看護師が行う場合は90%) ※1		3,093円／回	※1 日中において、利用者の心身の状態観察と把握を十分に行うとともに、それに基づく療養指導等が提供されていることを前提にしており、早朝・夜間、深夜といった時間帯に効率的に医療的措置を行うことが必要な場合に算定する。
30分未満(准看護師が行う場合は90%)		4,604円／回	
30～60分未満(准看護師が行う場合は90%)		8,106円／回	
60～90分未満(准看護師が行う場合は90%)		11,128円／回	
理学療法士等による訪問看護	20分	2,899円／回	通所リハビリのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合
	40分	5,799円／回	
	60分	4,349円／回	
理学療法士等による訪問看護の減算		-153円／回	厚生労働大臣が定める施設基準に該当し、利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて訪問を行った場合

■訪問看護及び介護予防訪問看護共通

サービス内容			利用料金	備 考
早朝・夜間加算（基本単位の25%増）				※2 利用者又はその家族等に対して、当該基準に規定する24時間対応の体制にある場合（要契約）。 ※3 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である場合。
深夜加算（基本単位の50%増）				
緊急時訪問看護加算 ※2			5,860円／月	※4 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等である場合。 ※5 2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合。 ※6 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合。 ※7 90分以上の訪問看護を行う場合 ※8 歯科専門職と連携し口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、歯科医療機関やケアマネジャーへ情報提供を行った場合。 ※9 職員の専門性やキャリアが評価基準を満たしている場合。 ※10 入院中に訪問看護ステーションの看護師等が医療機関と共同し、在宅での療養上必要な指導を行った場合。 ※11 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、退院又は退所した日に訪問看護を提供した場合。
特別管理加算	I ※3		5,105円／月	
	II ※4		2,552円／月	
複数名訪問加算	I ※5	30分未満	2,593円／回	※12 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、退院又は退所した日の翌日以降に訪問看護を提供した場合。 ※13 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合
		30分以上	4,104円／回	
	II ※6	30分未満	2,052円／回	
		30分以上	3,236円／回	
長時間訪問看護加算 ※7			3,063円／回	
口腔連携強化加算 ※8			510円／月	
サービス提供体制強化加算 ※9			61円／回	
退院時共同指導加算 ※10			6,126円／回	
初回加算	I ※11		3,573円／月	
	II ※12		3,063円／月	
理学療法士等による訪問看護の減算 ※13			-81円／回	

＊ 准看護師による訪問看護は、利用料の90/100算定となります。

＊ サービス提供時間：早朝とは6時～8時、夜間とは18時～22時、深夜とは22時～6時となります。

＊ 利用者負担額（1割）は、1回の訪問にかかる負担金額です。支給限度額を超えてしまう場合、超過分は全額自己負担となります。

＊ 通常の実施地域を越えて訪問看護を行った場合は、1回につき5%に相当する単位数を加算させていただきます。

<オプション料金> 上記料金表以外で実費となる場合

＊ エンゼルケア料金（死後の処置料）・・・ 15,000円

＊ 保険対象外の訪問看護・・・ 30分まで 4,000円＋消費税
30分～60分 8,000円＋消費税
以降30分毎 2,000円＋消費税

訪問看護料金表 ＜医療保険＞

2024年6月更新

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合（1～3割）により算定します。

■訪問看護療養費

基本療養費Ⅰ（１日につき）		管理療養費（１日につき）		
イ．看護師等（ハを除く）		１．月の初日	7,670円	
	週３日目まで	5,550円	２．月の２日目以降（１日につき）	3,000円
	週４日目以降	6,550円		
ロ．准看護師		情報提供療養費（月１回）		
週３日目まで	5,050円	１．訪問看護情報提供療養費１	1,500円	
週４日目以降	6,050円	２．訪問看護情報提供療養費２	1,500円	
ハ．専門の研修を受けた看護師		３．訪問看護情報提供療養費３	1,500円	
	12,850円			
ニ．理学療法士等		ターミナルケア療養費		
	5,550円	１．訪問看護ターミナルケア療養費１	25,000円	
		２．訪問看護ターミナルケア療養費２	10,000円	
基本療養費Ⅱ（１日につき）				
イ．看護師等（ハを除く）				
（１）同一日に２人				
① 週３日目まで	5,550円			
② 週４日目以降	6,550円			
（２）同一日に３人以上				
① 週３日目まで	2,780円			
② 週４日目以降	3,280円			
ロ．准看護師				
（１）同一日に２人				
① 週３日目まで	5,050円			
② 週４日目以降	6,050円			
（２）同一日に３人以上				
① 週３日目まで	2,530円			
② 週４日目以降	3,030円			
ハ．専門の研修を受けた看護師				
	12,850円			
ニ．理学療法士等				
（１）同一日に２人	5,550円			
（２）同一日に３人以上	2,780円			
基本療養費Ⅲ（外泊中の訪問）				
入院中１回。厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別管理加算の対象者は２回まで。				
	8,500円			

基本療養費Ⅱ：同一建物居住者で同一日複数者

■加算

サービス内容		利用料金	備 考
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回	4,500円	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された利用者
	1 日 3 回以上	8,000円	
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円／日	利用者又はその家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示により、計画外の訪問看護を行った場合。
	月15日目以降	2,000円／日	
長時間訪問看護加算		5,200円／週	1 回の指定訪問の時間が90分を超えた場合（特別管理加算の対象者又は特別訪問看護指示書が交付された利用者。別に厚生労働大臣が定める者の場合にあっては週 3 日まで。）
乳幼児加算		1,300円／日	6 歳未満の乳幼児
		1,800円／日	6 歳未満の乳幼児（※2）
複数名訪問看護加算	看 護 師 等	4,500円／日	週 1 日まで（※2）
	准 看 護 師	3,800円／日	週 1 日まで（※2）
	その他職員	3,000円／日	週 3 日まで（※1）
		3,000円／日	1 日 1 回（※2）
		6,000円／日	1 日 2 回（※2）
		10,000円／日	1 日 3 回以上（※2）
夜間・早朝訪問看護加算		2,100円／日	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)に訪問看護を行った場合。
深夜訪問看護加算		4,200円／日	深夜(22時～6時)に訪問看護を行った場合
24時間対応体制加算		6,520円／月	利用者又はその家族等に対して、当該基準に規定する24時間対応の体制にある場合（要契約）。
特別管理加算		5,000円／月	気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方
		2,500円／月	在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方
退院時共同指導加算		8,000円／回	退院(退所)後の在宅療養についての指導を入院(入所)先の施設の医師や看護職員等と共同で行った場合。利用者の状態に応じて月 2 回まで。
特別管理指導加算		2,000円	退院時共同指導加算を算定する特別管理加算の対象者
退院支援指導加算		6,000円	特別管理加算の対象者の退院日に、看護師等が在宅での療養上必要な指導を行った場合。
		8,400円	特別管理加算の対象者の退院日に、看護師等が在宅での療養上必要な指導を行った場合（※3）。
在宅患者連携指導加算		3,000円／月	月 2 回以上医療関係職種間で文書等により情報共有を行い、療養上必要な指導を行った場合。
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円／回	医療関係職種等でカンファレンスを行い、利用者又はその家族等に療養上必要な指導を行った場合（月 2 回まで）
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）		780円／月	訪問看護ステーションが主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合。

- ※1 別に厚生労働大臣が定める場合を除く。
- ※2 別に厚生労働大臣が定める場合に限る。
- ※3 別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者。

＜オプション料金＞ 上記料金表以外で実費となる場合

- * 交通費 . . . 30円／kmとして片道走行距離（四捨五入）を算定します。
- * 休日加算 . . . 休日の訪問看護に際し、30分毎に1,000円頂きます。
- * エンゼルケア料金（死後の処置料） . . . 15,000円
- * 保険対象外の訪問看護 . . . 30分まで 4,000円＋消費税
30分～60分 8,000円＋消費税
以降30分毎 2,000円＋消費税

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合（１～３割）により算定します。自立支援医療制度を利用することができます。

基本療養費Ⅰ（１日につき）				管理療養費（１日につき）	
イ．保健師・看護師又は作業療法士 週３日目まで 30分以上 5,550円 30分未満 4,250円 週４日目以降 30分以上 6,550円 30分未満 5,100円				1. 月の初日	7,670円
				2. 月の２日目以降	3,000円
				情報提供療養費（月１回）	
				1. 訪問看護情報提供療養費 1	1,500円
ロ．准看護師 週３日目まで 30分以上 5,050円 30分未満 3,870円 週４日目以降 30分以上 6,050円 30分未満 4,720円				2. 訪問看護情報提供療養費 2	1,500円
				3. 訪問看護情報提供療養費 3	1,500円
				基本療養費Ⅲ（１日につき）	
				同一建物居住者で同一日に２人以上の訪問。 ２人までは基本療養費Ⅰと同じ。	
イ．保健師・看護師又は作業療法士 週３日目まで 30分以上 2,780円 30分未満 2,130円 週４日目以降 30分以上 3,280円 30分未満 2,550円				ターミナルケア療養費	
				1. 訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000円
				2. 訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000円
				ロ．准看護師 週３日目まで 30分以上 2,530円 30分未満 1,940円 週４日目以降 30分以上 3,030円 30分未満 2,360円	
入院中１回。厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別管理加算の対象者は２回まで。					
8,500円					

サービス内容		利用料金	備 考
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円／日	利用者又は家族の求めにより、主治医の指示で緊急の訪問を行った場合
	月15日目以降	2,000円／日	利用者又は家族の求めにより、主治医の指示で緊急の訪問を行った場合
長時間精神科訪問看護加算		5,200円／週	15歳未満の超重症児・準超重症児、15歳未満で別表第八に該当する利用者は週3日まで

■加算

サービス内容		利用料金	備 考
複数名精神科 訪問看護加算 (30分未満を除く)	イ. 保健師・看護師と他の保健師・看護師・作業療法士 (週3日又は回数制限なし)	4,500円／日	1日1回
		9,000円／日	1日2回
		14,500円／日	1日3回以上
	ロ. 保健師・看護師と准看護師 (週3日又は回数制限なし)	3,800円／日	1日1回
		7,600円／日	1日2回
		12,400円／日	1日3回以上
	ハ. 保健師・看護師と看護補助者又は精神保健福祉士	3,000円／週	
夜間・早朝訪問看護加算		2,100円／日	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)に訪問看護を行った場合。
深夜訪問看護加算		4,200円／日	深夜(22時～6時)に訪問看護を行った場合
精神科重症患者支援管理連携加算		8,400円／月	保険医療機関が精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する場合
		5,800円／月	保険医療機関が精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する場合
精神科複数回訪問加算		4,500円／日	1日2回
		8,000円／日	1日3回以上
看護・介護職員連携強化加算(特定業務)		2,500円／月	喀痰吸引等を行う介護職員と同行訪問し、支援を行った場合。
24時間対応体制加算		6,520円／月	利用者又はその家族等に対して、当該基準に規定する24時間対応の体制にある場合(要契約)。
特別管理加算		5,000円／月	気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方
		2,500円／月	在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方
退院時共同指導加算		8,000円／回	利用者の状態に応じて月2回まで
特別管理指導加算		2,000円	退院時共同指導加算を算定する特別管理加算の対象者
退院支援指導加算		6,000円	特別管理加算の対象者の退院日に、看護師等が在宅での療養上必要な指導を行った場合。
在宅患者連携指導加算		3,000円／月	月2回以上医療関係職種間で文書等により情報共有を行い、療養上必要な指導を行った場合。
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円／回	医療関係職種等でカンファレンスを行い、利用者又はその家族等に療養上必要な指導を行った場合(月2回まで)
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		780円／月	訪問看護ステーションが主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合。

<オプション料金> 上記料金表以外で実費となる場合

- * 交通費 . . . 30円／kmとして片道走行距離（四捨五入）を算定します。
- * 休日加算 . . . 休日の訪問看護に際し、30分毎に1,000円頂きます。
- * エンゼルケア料金（死後の処置料） . . . 15,000円
- * 保険対象外の訪問看護 . . .

30分まで	4,000円＋消費税
30分～60分	8,000円＋消費税
以降30分毎	2,000円＋消費税